

事務連絡
平成23年6月20日

都道府県民政主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

東日本大震災により主たる生計維持者の行方が不明となった場合の
一部負担金等の免除にあたっての確認方法について

東日本大震災により主たる生計維持者の行方が不明となった場合の一部負担金等の免除の申請については、申請者は、その事実を確認できる書類を免除申請書に添付することとし、当該書類の一つとして「警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの」が考えられることをお示ししているところである。（「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて」（平成23年5月2日付け保国発0502第1号国民健康保険課長通知）及び「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて」（平成23年5月2日付け保高発0502第1号高齢者医療課長通知））

また、当該書類については、警察当局と協議を行った上で、その取扱い等について追って具体的にお示しすることとし、当面、当該書類の添付に代えて、被保険者等の申立てにより、免除の認定を行って差し支えない旨を連絡したところである。（「東日本大震災により被災した被保険者等に対する一部負担金等の免除措置の申請に関する取扱いについて」（平成23年5月23日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡（以下「5月23日事務連絡」という。））

今般、警察当局との協議等を踏まえ、以下のとおりとしたので、貴管下の保険者及び被保険者等に対する周知等について、対応に遺漏なきようお願いする。

記

- 1 主たる生計維持者の行方が不明となった事実を確認できる書類としては、次のようなものが考えられること。なお、既に各保険者で当該事実を把握している場合は、当該書類の添付を省略しても差し支えないこと。

- ① 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 23 年法律第 40 号）の規定に基づき、行方不明となった者の死亡推定の特例を適用し、支給決定された公的給付等（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく遺族補償年金等）の支給決定通知書の写し
- ② 主たる生計維持者が行方不明であることを理由として、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に規定する災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類の写し
- ③ 第三者（事業主、病院長、施設長、民生委員、隣人等）の証明書
- ④ その他これらに準じる書類

2 被保険者等が 1 の①から④までの書類を入手することが困難である場合には、これらの書類の添付に代えて、保険者が警察当局に照会することにより免除の認定を行って差し支えないこと。この場合、次の方法により照会すること。

- ① 申請を受け付けた各保険者において、行方不明者一覧表（以下「一覧表」という。）（別紙 1）及び送付書（別紙 2）を作成し、主たる生計維持者の行方が不明である旨の届出をした警察の住所を管轄する都道府県警察本部（以下「警察」という。）宛てに郵送すること。（別紙 3 参照）

なお、各保険者から警察への送付は、定期的に、特に急を要する場合には随時行うものとする。

- ② 各保険者から送付を受けた警察は、一覧表に記載された行方不明者の把握状況について確認を行い、その確認結果について一覧表の「警察記入」欄に記載のうえ、送付先の各保険者へ返送することとなるため、警察から一覧表が返送された各保険者においては、警察からの回答内容を確認のうえ、行方不明者であることの認定を行うこと。

3 2の方法によっても確認できない場合には、行方が不明となった主たる生計維持者が所在していた地域が津波により流失したことが確認できる航空写真等により、免除の認定を行うことが考えられること。また、申請者の申立てをもって一部負担金等の免除の認定を行って差し支えないこと。

（参考）航空写真が掲載されているホームページ

国土地理院（防災関連）

http://www.gsi.go.jp/BOUSAI/h23_tohoku.html

4 5月23日事務連絡に基づき、既に申立てにより一部負担金等の免除を認定した被保険者等については、改めて 1 から 3 までによる確認を行う必要はないこと。